

ガス溶断器の定期点検のお願い

ガス溶断作業に使用する**圧力調整器**や**吹管(ガス切断器・溶接器)**などの不具合に気が付かず、整備不良のまま使用したことが原因で、火災や人身事故など重大な災害が発生しています。災害防止のために、日常点検及びメーカー定期点検が必要です。

**ガス溶断器具を安全にご使用いただくために
自主点検・メーカー定期点検を必ず実施して下さい!**

破裂事故
逆火事故
ガス漏れ事故



*注1: 可燃性ガス及び酸素を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の業務を行う場合は、ガス溶接技能講習終了者あるいはガス溶接作業主任者の免許を有していることが必要です。(労働安全衛生法第61条、及び執行令第20条)

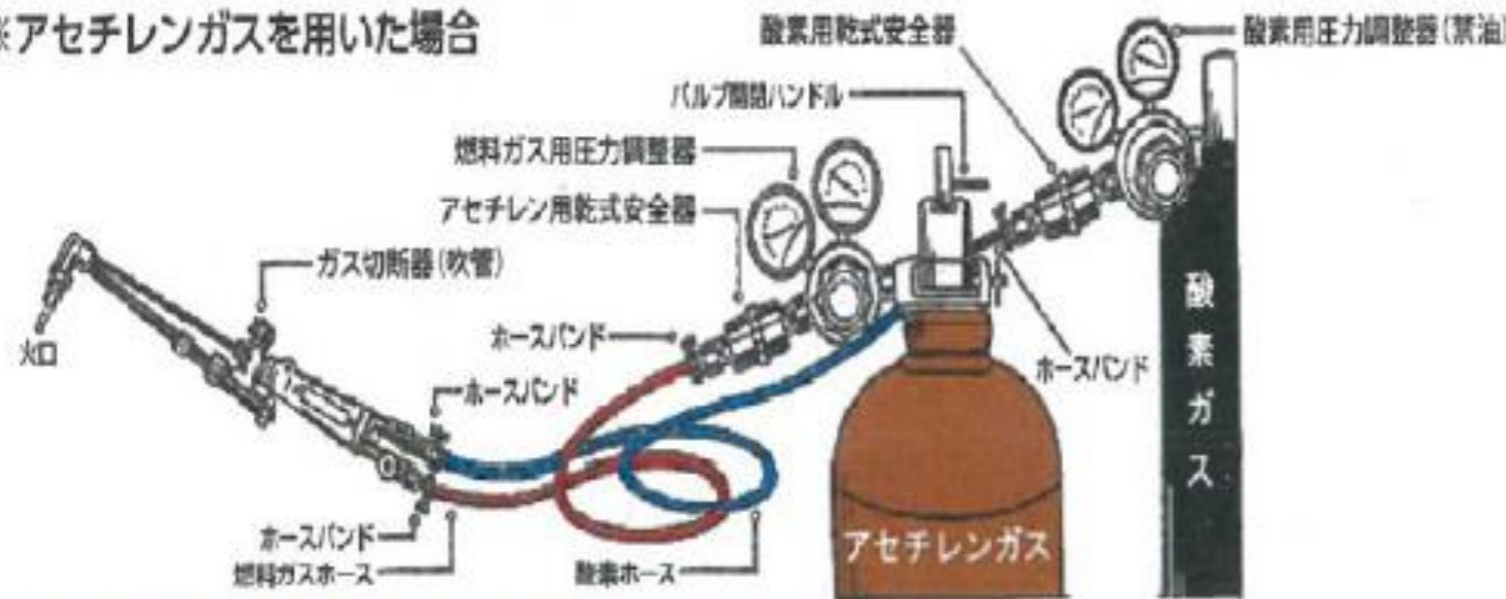
! 製品にガス漏れ等の不具合がある場合は使用しないで、メーカーに修理依頼をして下さい。使用者が分解・修理を行うと、重大な事故が発生する原因となるため、絶対に行わないでください。老朽化した圧力調整器や吹管(ガス切断器・溶接器)、逆火を繰り返した吹管、ひび割れしたホースは早めに新しい製品と交換してください。

点検対象ガス溶断器

- ★酸素用圧力調整器
- ★燃料ガス用圧力調整器
- ★手動ガス切断器
- ★手動ガス溶接器
- ★その他(ホース、乾式安全器など)



※アセチレンガスを用いた場合



*注2: 溶接又は熱切断用のアセチレンガスの消費設備には、逆火防止装置(乾式安全器等)を設けてください。(一般高圧ガス保安規則 第60条 第1項13号、及び例示基準79、労働安全衛生総合研究所技術指針(JN10SH-TR48:2017))

圧力調整器の点検

☆点検方法はの詳細は、各メーカーの取扱説明書をご参照いただくか、または各メーカーにお問い合わせください。

点検項目 1日1回、作業前に必ず点検をしてください。

定期点検は、次の点検項目で実施をお願いします。

点検項目	日常点検	毎月の自主点検
外観	○	○
外部漏れ(気密確認)	○	○
出流れ(気密確認)	○	○
使用圧力範囲の確認		○
圧力低下の確認		○

7年でのメーカー定期点検
又は、交換を推進します



7年目以降のご使用について

平成29年8月、労働安全衛生総合研究所技術指針(JN10SH-TR-№48:2017)により、製造年月から7年を超えるものは、メーカーまたはメーカーが認定する事業所(者)によるメーカー定期点検をして下さい。あるいは新品への交換をお願いします。製造年月の表示については、メーカーの取扱説明書などで表示方法や表示位置をご確認ください。表示が不明な場合は、メーカーへお問い合わせください。

乾式安全器の点検

点検を怠った時の危険性

点検を怠った場合、「ガス漏れ事故、逆火事故、破裂事故」等の危険性があります。特に酸素の場合は、次のような危険性があります。フィルターがゴミや異物で目詰まりしていると、操作を間違えて容器弁を急激に開いた場合、酸素の断熱圧縮熱により圧力調整器が発火・燃焼することがあります。断熱圧縮熱とは、ガスを断熱的に圧縮したときに発生する熱のことです。酸素ガスの場合、大気圧から15Mpaに急激に圧縮すると、圧縮熱は約1000℃にもなります。フィルターの目詰まり以外に、下記の様な場合でも断熱圧縮熱で発火・燃焼することがあります。

- ①油、グリースが付着した場合
- ②酸素専用の調整器を使用しなかった場合

乾式安全器は3年を超えるものは、メーカーまたはメーカーが認定する事業所(者)によるメーカー定期点検をして下さい。あるいは新品への交換をお願いします。

ガス切断器・溶接器・加熱器の点検

☆点検方法はの詳細は、各メーカーの取扱説明書をご参照いただくか、または各メーカーにお問い合わせください。

点検項目 1日1回、作業前に必ず点検をしてください。

定期点検は、次の点検項目で実施をお願いします。

点検項目	日常点検	毎月の自主点検
外観	○	○
バルブ漏れ(気密確認)	○	○
火炎状態の確認	○	○
外部漏れ(気密確認)	○	○

5年でのメーカー定期点検
又は、交換を推進します



5年目以降のご使用について

平成29年8月、労働安全衛生総合研究所技術指針(JN10SH-TR-№48:2017)により、製造年月から5年を超えるものは、メーカーまたはメーカーが認定する事業所(者)によるメーカー定期点検をして下さい。あるいは新品への交換をお願いします。製造年月の表示については、メーカーの取扱説明書などで表示方法や表示位置をご確認ください。表示が不明な場合は、メーカーへお問い合わせください。